

平成 1 5 年度 政策評価書（総合評価）

担当部局：防衛局調査課

実施時期：平成 1 5 年 1 0 月～ 1 6 年 3 月

制度等名： 防衛駐在官の情報収集体制

政策分野： 情報収集

内 容：

（ 1 ）評価を行う目的

各国において、ヒューミント（注）の重要性に対する認識が高まっているなか、防衛に関する国外ヒューミント活動の中核的な役割を担っている防衛駐在官による情報収集活動の現状を把握・分析し、当該活動を一層効果的に行うための改善策について検討する。

（ 2 ）政策等の目的

防衛駐在官が各々の赴任国において、より円滑かつ効果的な情報収集活動を実施できるようにする。

（ 3 ）政策手段

昭和 3 0 年に締結された「防衛庁出身在外公館勤務者の身分等に関する外務事務次官、防衛庁次長覚書」（旧覚書）の改定及びいわゆる六項目の改善事項（呼称に関する改善、設宴経費の増額、出張旅費の増額、自衛隊記念日レセプションにおける防衛駐在官の配置の改善、防衛情報の早期伝達、9 級昇任時期の前倒し）の合意による防衛駐在官の円滑な任務遂行のための体制の整備を実施する。

（注）ヒューミント（HUMINT）：ヒューマン・インテリジェンスの略。人的情報の意。

評価の内容

1. 制度等の効果

(1) 現状

平成16年1月1日現在、防衛庁から外務省に出向した自衛官である防衛駐在官は世界34カ国2代表部の在外公館に47名(内訳：陸22名、海13名、空12名)派遣されており、各々の赴任国において軍事情報の収集等の活動を実施している。(資料1、2)

これらの防衛駐在官の活動は、「防衛庁出身在外公館勤務者の身分等に関する外務事務次官、防衛庁次長覚書」(昭和30年8月)(旧覚書)に基づいて運用されていた(資料3)。

(2) 現状の分析

旧覚書の下、防衛駐在官は身分上及び職務上もっぱら外務大臣及び在外公館長の指揮監督に服すとされ、また、防衛庁との直接通信の禁止、独自予算の配布の禁止等の諸制約が規定されており、他の在外公館勤務者より強い制約を受けてきた。

2. 方策等の検討

防衛駐在官が各々の赴任国においてより円滑かつ効果的な情報収集活動を実施するため、防衛庁と外務省で協議を実施してきた結果、平成15年5月に旧覚書の改定及びいわゆる六項目の改善事項の合意に至った。

新覚書の締結

新たに締結された「防衛駐在官に関する覚書」(新覚書)(資料3)では、他の在外公館勤務者に比べ殊更束縛されたこれまでの表現は是正された。具体的には、防衛駐在官についても他の在外公館勤務者と同様に外務大臣及び在外公館長の指揮監督に服すとされ、また、防衛駐在官が行う本邦との連絡通信についても、他の在外公館勤務者と同様に行うものと明記された。更に、新覚書においては、防衛駐在官が起案する「防衛情報」の防衛庁への自動的かつ確実な伝達についても合意された。

いわゆる六項目の改善事項

新覚書のほか、防衛駐在官の処遇面において、いわゆる六項目の改善事項とし、以下の項目について合意された。

- ・呼称に関する改善： 従来の「一等書記官兼防衛駐在官」に代え、対外的に「防衛駐在官・一等陸・海・空佐」という防衛庁・自衛隊での階級の呼称を使用できるよう改善することにより、身分上の無用な混乱を避け、情報収集活

動が円滑にできるように改善された。

- ・ 設宴経費の増額 : 防衛駐在官は、赴任国において駐在武官団の中で活動するため、自宅設宴の開催等、各国の武官と交流する機会が多いため、他の在外公館勤務者と比べ必要となる設宴経費が多額となる。したがって、今後は予算の範囲内で将官クラス等の軍関係者の招待を考慮した設宴経費を支給し、情報収集活動に支障がでないよう配慮することにされた。
- ・ 出張旅費の増額 : 駐在武官団には、赴任国の軍当局より、軍の実状を視察するための武官団視察等が年数回設けられている等、情報収集のための出張の機会が多い。そのため、これらの視察に参加する等の必要性を踏まえ、予算の範囲内で出張旅費に十分配慮し、情報収集活動がより円滑に実施できるよう改善された。
- ・ 自衛隊記念日レセプションにおける防衛駐在官の配置の改善 : 在外公館において実施される公式のレセプションの一つである自衛隊記念日レセプションにおいて、防衛駐在官が大使の横に配置されるよう改善された。
- ・ 防衛情報の早期伝達 : 防衛駐在官が収集した防衛情報がより一層迅速に防衛庁に伝達されるよう改善された。
- ・ 9 級昇任時期の前倒し : 防衛駐在官として外務省に出向することにより同期の自衛官と比べ不利な処遇にならないよう人事面において配慮することとされた。

上記覚書の改定及びいわゆる六項目の改善事項の合意により、身分上の混乱もなく駐在武官団の中で活動することが可能となり、また、任務遂行上必要な活動については、十分な経費面での裏付けを得て行うことが可能となり、更に、防衛駐在官がその活動により得た防衛情報が一層迅速に防衛庁に伝達される枠組みが構築された。これらの各施策は、いずれも防衛駐在官による情報収集活動を円滑にし、かつ、情報の共有の迅速化を図る上で有効なものと認められる。

今後の対応

今回の覚書の改定及び上記のいわゆる六項目の改善事項により、防衛駐在官がこれまで情報収集活動を遂行する上で支障となっ

いた点は改善され、本来の任務を遂行するうえで必要となる態勢が担保された。今後は、引き続き実行面においてもこれらが着実に実施されていくよう注視していく必要がある。いずれにせよ、今後とも外務省と協力し、適時適切に防衛駐在官が任務を遂行するための体制の整備に努めていくことが重要である。